

盛岡市重度障害者等及び難病患者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、在宅施設入所の重度障害者等に対し日常生活用具の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行うことにより、当該重度障害者等の日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 重度障害者、重度障害児及び難病患者等をいう。
- (2) 重度障害者 重度身体障害者、重度知的障害者及び重度精神障害者並びにこれらに準ずる者として市長が認めた者をいう。
- (3) 重度障害児 重度身体障害児、重度知的障害児及び重度精神障害児並びにこれらに準ずるものとして市長が認めた者をいう。
- (4) 重度身体障害者等 重度身体障害者及び重度身体障害児をいう。
- (5) 重度知的障害者等 重度知的障害者及び重度知的障害児をいう。
- (6) 重度精神障害者等 重度精神障害者及び重度精神障害児をいう。
- (7) 重度身体障害者 18歳以上の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のものをいう。
- (8) 重度知的障害者 知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された18歳以上の者（18歳に達する日前までに児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児と判定された者を含む。）でその障害の程度が重度又は最重度であるものをいう。
- (9) 重度精神障害者 18歳以上の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者を除く。）のうち市長が認めた者をいう。
- (10) 重度身体障害児 18歳未満の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のものをいう。
- (11) 重度知的障害児 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児として判定された18歳未満の者でその障害の程度が重度又は最重度であるものをいう。
- (12) 重度精神障害児 18歳未満の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち市長が認めた者をいう。

(13) 難病患者等 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

(14) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

（対象者）

第3 日常生活用具の給付の対象となる者は、別表第1号及び第2号の日常生活用具の種目の区分に応じ、同表の対象者の欄に掲げる者で、法第76条第1項の規定による補装具費の支給の対象となるものとする。

2 日常生活用具の貸与の対象となる者は、別表第3号の日常生活用具の種目の区分に応じ、同表の対象者の欄に掲げる者で、その者の属する世帯（重度障害児の属する世帯にあつては、当該重度障害児と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。）の世帯員について当該年度において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課された者がいない世帯（地方税法第323条の規定により市町村民税が免除されている者がいるものを含む。）に属するものとする。

（対象となる日常生活用具）

第4 給付を行う日常生活用具（次項の日常生活用具を除く。）の種目及び必要な性能等は、別表第1号の種目の欄及び性能等の欄に掲げるとおりとする。

2 市長が別に定める期間に予算の範囲内で数量を限定して給付を行う日常生活用具の種目及び必要な性能等は、別表第2号の表の種目の欄及び性能等の欄に掲げるとおりとする。

3 貸与を行う日常生活用具の種目及び必要な性能等は、別表第3号の種目の欄及び性能等の欄に掲げるとおりとする。

4 既に給付を受けた日常生活用具（身体障害者福祉法若しくは児童福祉法により給付を受けた補装具又はこの告示による廃止前の盛岡市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成14年告示第125号）若しくは盛岡市重度障害児等日常生活用具給付事業実施要綱（平成14年告示第126号）により給付を受けた日常生活用具を含む。）と同一の種目の日常生活用具（点字図書、ストーマ装具、紙おむつ等及び居宅生活動作補助用具を除く。）の再給付に係る申込みについては、当該既に給付を受けた日常生活用具の給付の日から当該日常生活用具の種目に応じた別表第1号及び第2号の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、給付しないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能等の理由により日常生活用具の使用が困難となったときは、この限りでない。

5 前項の期間を経過した後の再給付は、次の各号のいずれかの要件に該当する場合に行うものとする。

(1) 修理不能により日常生活用具の使用が困難であると認められる場合

(2) 部品の交換又は日常生活用具の修繕に比較して、日常生活用具の再給付又は日常生活用具に係る操作の機能改善等を伴う新たな日常生活用具の給付の方がより合理的かつ効果的であると認められる場合

6 施設入所の重度障害者等に対する日常生活用具の給付又は貸与に係る申込みについては、当該重度障害者等が入所している施設において本来準備すべき日常生活用具である場合は、給付し、又は貸与しないものとする。

(給付等の申込み等)

第5 重度障害者又は重度障害児の保護者は、日常生活用具（次項の日常生活用具を除く。）の給付を受けようとする場合にあっては盛岡市重度障害者等日常生活用具給付申込書兼月額上限負担額減額申込書に、日常生活用具の貸与を受けようとする場合にあっては盛岡市重度障害者等日常生活用具貸与申込書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号に規定する日常生活用具の給付を受けようとする重度障害者又は重度障害児の保護者にあっては、盛岡市重度障害者等日常生活用具給付申込書兼月額上限負担額減額申込書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申込みがあったときは、その内容を審査し、日常生活用具の給付を適当と認めるときは盛岡市重度障害者等日常生活用具給付承認通知書により、不適当と認めるときは盛岡市重度障害者等日常生活用具給付不承認通知書により、日常生活用具の貸与を適当と認めるときは盛岡市重度障害者等日常生活用具貸与承認通知書により、不適当と認めるときは盛岡市重度障害者等日常生活用具貸与不承認通知書により、当該申込みをした者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の申込みがあったときは、その内容を審査するとともに、当該申込みの数が第4第2項の規定による数量を超えたときは別に定めるところにより実施する抽選により、超えないときは当該申込みにより日常生活用具の給付を決定するものとする。

5 市長は、前項の規定により、日常生活用具の給付を承認したときは盛岡市重度障害者等日常生活用具特定給付承認通知書により、日常生活用具の給付を承認しないときは盛岡市重度障害者等日常生活用具特定給付不承認通知書により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(給付に係る費用)

第6 点字図書を除く日常生活用具の給付等に通常必要な費用（日常生活用具の運搬及び維持管理に係る費用を除く。以下「給付等基準額」という。）は、別表のとおりとする。

2 市長は、第5第3項又は第5項の規定により日常生活用具の給付の承認を受けた者（以下「受給者」という。）が日常生活用具の給付を受けたときは、市長が指定する日常生活用具の取扱事業者（以下「事業者」という。）に対して当該給付に係る費用の全部又は一部を支払うものとする。

3 前項の規定により支払う額（以下「公費負担額」という。）は、給付等基準額（その額が現に当該日常生活用具の購入に要する費用の額を超えるときは、当該日常生活用具の購入に要する費

用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、同一の月に受けた給付等基準額の100分の10に相当する額が次の各号に掲げる重度障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該給付等基準額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第43条の3第1号に該当する重度障害者等 3万7,200円

(2) 令第43条の3第2号に該当する重度障害者等 0円

4 点字図書に係る公費負担額は、当該点字図書の購入に係る費用から社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会に属する点字図書給付対象出版施設が発行する当該点字図書に係る点字図書発行証明書に記載された一般図書購入価格相当として適当と認められる受給者が負担すべき額を控除して得た額とする。

5 市長は、災害その他特別な事情により、受給者が自ら負担すべき額（当該承認に係る給付等基準額から公費負担額を控除した額に限る。）を支払うことが困難であると認めるときは、給付等基準額の100分の90に相当する額を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合に相当する額を負担することがある。

6 前3項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
(貸与に係る費用)

第7 市長は、第5第3項の規定により日常生活用具の貸与の承認を受けた者が日常生活用具の貸与を受けたときは、事業者に対して当該給付等基準額の全額を支払う。

(給付等の方法)

第8 市長は、第5第3項又は第5項の規定により日常生活用具の給付等を承認したときは、受給者に盛岡市重度障害者等日常生活用具給付等券（以下「給付券」という。）を交付（日常生活用具のうちストーマ装具及び紙おむつ等については、6月分を限度とする。）するものとする。

2 前項の規定により給付券の交付を受けた受給者は、必要な事項を記入した給付券を事業者に提出し、日常生活用具の引渡しを受けるものとする。この場合において、受給者は、日常生活用具の購入に係る費用から公費負担額を控除した額及び当該日常生活用具の引渡しに要する運搬費等の実費を事業者を支払うものとする。

3 事業者は、日常生活用具を引き渡したときは、提出された給付券に必要な事項を記入した上、公費負担額に相当する額を市長に請求するものとする。

(貸与期間)

第9 貸与を受けた日常生活用具の貸与期間は、日常生活用具の貸与を受けた日から当該日常生活用具の貸与を受けた者が当該日常生活用具を必要としなくなった日までとする。

(不正受給等に係る費用等の返還)

第10 日常生活用具の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の命ずるところにより、市が負担した日常生活用具の給付に係る費用の全部又は一部を返還しなければならない

い。

- (1) 偽りその他の不正の手段により日常生活用具の給付を受けたとき。
- (2) 日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

第11 日常生活用具の貸与を受けた者は、第9に規定する貸与期間が満了したときは、当該日常生活用具を速やかに市長に返還しなければならない。

2 日常生活用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の命ずるところにより、当該日常生活用具及び市が負担した当該日常生活用具の貸与に係る費用の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

- (1) 偽りその他の不正の手段により日常生活用具の貸与を受けたとき。
- (2) 日常生活用具を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

制定文 抄

平成18年10月1日から施行する。この場合において、盛岡市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成14年告示第125号）及び盛岡市重度障害児等日常生活用具給付事業実施要綱（平成14年告示第126号）は、廃止する。

改正文（平成20年告示第118号抄）

平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第210号抄）

平成22年4月1日から適用する。

改正文（平成25年告示第94号抄）

平成25年4月1日から施行する。

改正文（平成26年告示第147号抄）

平成26年4月1日から施行する。

別表（第3，第4，第6関係）

(1) 給付

種目	性能等	対象者	耐用年数	給付等基準額
特殊寝台	腕，脚等の訓練のできる器具を附帯し，原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜	下肢又は体幹機能障害2級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として身体障害者福祉法第15条第1項の医師の診断書（以下「診断書」	8年	154,000円

	角度を個別に調整できる機能を有するもの	という。)の交付を受けた難病患者等(厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号。以下「平成11年厚生省告示第93号」という。)第3項及び第4項に規定するものにあつては、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項各号又は第4項各号のいずれかに該当する者(以下「要介護者等」という。))を除き、原則として18歳以上の者に限る。)		
特殊マット	じょく瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害1級の重度身体障害者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(常時介護を要する者(平成11年厚生省告示第93号第5項に規定するものにあつては、要介護者等を除く。))に限る。), 下肢又は体幹機能障害2級以上の重度身体障害児及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(常時介護を要する者で原則として3歳以上のものに限る。))及び重度知的障害者等(原則として3歳以上の者に限る。))	5年	20,160円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。))又は介護者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障害1級の重度身体障害者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(常時介護を要する者(厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第94号。以下「平成11年厚生省告示第94号」という。))第2項に規定するものにあつては、要介	5年	67,000円

		護者等を除く。)に限る。)及び下肢又は体幹機能障害２級以上の重度身体障害児及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(常時介護を要する者で原則として学齢児以上のものに限る。)		
入浴担架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者で原則として３歳以上のものに限る。)	5年	84,755円
体位変換器	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(下着の交換等に当たって家族等他人の介助を要する者(平成11年厚生省告示第93号第6項に規定するものにあつては、要介護者等を除く。))で原則として学齢児以上のものに限る。)	5年	15,000円
移動用リフト	介助者が障害者等を移動させるに当たって容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能障害２級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(平成11年厚生省告示第93号第12項に規定するもの及び平成11年厚生省告示第94号第5項に規定するものにあつては、要介護者等を除き、原則として３歳以上の者に限る。)	4年	159,000円
訓練椅子	原則として附属のテーブルを付けるもの	下肢又は体幹機能障害の重度身体障害児及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(原則として３歳以上の者に限る。)	5年	34,045円

訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものの	下肢又は体幹機能障害の重度身体障害児及び下肢又は体幹機能障害2級以上の重度身体障害者等に準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	8年	163,749円
入浴補助用具	入浴時の移動，座位の保持，浴槽への入水等を補助できるもので，障害者等又は介護介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能に障害を有する者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（入浴に介助を必要とする者（平成11年厚生省告示第94号第3項に規定するものにあつては，要介護者等を除く。）で原則として3歳以上のものに限る。）	8年	92,572円
便器	手すり付きのもので障害者等が容易に使用できるもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能障害2級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（平成11年厚生省告示第94号第1項に規定するものにあつては，要介護者等を除き，原則として学齢児以上の者に限る。）	8年	4,578円
つえ	十分な強度を有する丁字状又は棒状のもの（松葉づえ，カナディアン・クラッチ，ロフトランド・クラッチ及び多点杖を除く。）	平行機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（当該つえの使用により歩行可能となる者で原則として3歳以上のものに限る。）	3年	木製ニス塗装 2,376円 軽金属製 3,240円
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり，スロープ等（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（家庭内の移動等において介助を必要とする者（平成11年厚生省告	8年	61,714円

	(1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので必要な強度及び安定性を有するもの (2) 転倒予防, 立上がり動作の補助, 移乗動作の補助, 段差解消等の日常生活用具として使用するもの	示第93号第7項から第10項までに規定するもの(除く。)で原則として3歳以上のものに限る。)		
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	重度障害者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	3年	重度障害児 12,160円 重度障害者 スポンジ及び革を主材料とするもの 15,656円 スポンジ, 革及びプラスチックを主材料とするもの 37,852円
特殊便器	温水温風を出すことができるもの及び介護者が容易に使用できるもので温水温風を出すことができるもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	上肢障害2級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等並びに重度知的障害者等で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	8年	155,520円
火災警報	室内の火災を煙又は	重度障害者等で火災発生の感知及び	8年	15,942円

器	熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの	避難が著しく困難な当該重度障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの（1世帯に2台を限度とする。）		
自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	重度障害者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な当該重度障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	8年	29,520円
電磁調理器	障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（当該重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）、重度知的障害者等及び重度精神障害者等（いずれも原則として18歳以上の者に限る。）	6年	42,171円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	聴覚障害2級の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（当該重度身体障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められるものに属する者で原則として18歳以上のものに限る。）	10年	87,400円
透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上の者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（自己連続携行式腹膜灌（かん）流法（CAPD）による透	5年	51,500円

		析療法を行う者で原則として3歳以上のものに限る。)		
ネブライザー	障害者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障害をもつ者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	5年	37,028円
電気式たん吸引器	障害者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障害をもつ者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	5年	58,012円
酸素ボンベ運搬車	障害者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害のある者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で医療保険における在宅酸素療法を行うもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	10年	17,486円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	障害者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害のある者で医療保険における在宅酸素療法を行うもの若しくは人工呼吸器を装着するもの又は同程度の身体障害を持つもの及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で必要と認められるもの	6年	54,000円
盲人用体温計(音声式)	視覚障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等(当該重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で原則として18歳以上の	5年	9,000円

		ものに限る。)		
盲人用体重計	視覚障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害 2 級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等 (当該重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で原則として18歳以上のものに限る。)	5 年	18,000円
携帯用会話補助装置	携帯式かつ言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で、障害者等が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能に障害を有する者又は肢体不自由者で発声若しくは発語に著しい障害を有するもの及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等 (原則として学齢児以上の者に限る。)	5 年	98,800円
パーソナルコンピューター	かな、漢字、英数字等による文書作成が可能な編集、校正及び記憶の機能を有する機器で障害者等が容易に使用できるもの (プロテクター、プリンター等を含む。)	上肢障害 2 級以上又は言語障害及び上肢障害の重複障害 2 級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等 (将来にわたり文字を書くことが不可能な者で原則として学齢児以上のものに限る。)	6 年	102,858円
情報・通信支援用具	パソコンを使用するために必要な当該周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障害者向けに開発されたもの	上肢又は視覚障害 2 級以上の重度身体障害者等及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等 (当該用具によりパソコンを使用可能になる者で原則として学齢児以上のものに限る。)	6 年	102,858円
点字器 (標準)	32 マス 18 行の点字	視覚障害 2 級以上の重度身体障害者	7 年	真鍮 (ちゅう) 板

準型)	盤、点字用定規及び点筆で構成されるもので両面書のもはこれに準じるもの	等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）		製 10,712円 プラスチック製 6,798円
点字器（携帯用）	32マス4行の点字用定規及び点筆で構成されるもので片面書のもはこれに準じるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	5年	アルミニウム製 7,416円 プラスチック製 1,699円

点字タイプライター	視覚障害者等が容易に操作できるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。）	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	操作ボタンの知覚又は認識が音声等により行われ、かつ、次のいずれかの機能を備えた製品（特に必要と認められた場合にあっては、触覚記号により操作が可能で、かつ、再生速度の変更が可能なポータブルテープレコーダー又はICレコーダー）で視覚障害者等が容易に使用できるもの (1) DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円 ポータブルテープレコーダー 23,000円

	生が可能なこと。 (2) DAISY方式により記録された図書の再生が可能なこと。			
視覚障害者用活字文書読上装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読み取りたい印刷物等の上に置くことにより容易に拡大された文字、画像等をモニターに映し出せるもの又は文字情報を音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（この装置により文字等を読むこと又は聞くことが可能になる者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で原則として学齢児以上のものに限る。）	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（原則として18歳以上の者に限る。）	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、聴覚障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害を有する者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で、コミュニケーション	5年	73,029円

	の	ン、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等に限る。）		
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等でこの装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
人工喉（こ）頭（う）頭（笛式）	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	音声機能障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で咽（いん）頭を摘出したもの	4年	5,150円
人工喉（こ）頭（電）頭（電動式）	顎（あご）下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔（くう）内に導き構音化するもの（電池及び充電器を含む。）	音声機能障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で咽（いん）頭を摘出したもの	4年	72,203円
点字図書	点字により作成された図書のうち、月刊又は週刊で発行される雑誌を除くもの	視覚障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（主に情報の入手を点字によってしている者に限る。）	無し	—

	(年間6タイトル24巻を限度とし、辞書等一括で購入すべきものを除く。)			
ストーマ装具(消化管系)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型のストーマ装具(消化管系)であってラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(附属品を含む。)	直腸機能障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等であって腸管ストーマを造設したもの	無し	月額8,858円
ストーマ装具(尿路系)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型のストーマ装具(尿路系)であってラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(附属品を含む。)	ぼうこう機能障害を有する者及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等であって尿路変向ストーマを造設したもの	無し	月額11,639円
紙おむつ等	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具、その他紙おむつと同様の機能を有するもの	以下のいずれかの要件を満たす者及びこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で原則として3歳以上のもの 1 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマ変形によりストーマ用装具を装着できない者 2 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術	無し	月額12,343円

		<p>に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>4 小腸肛門吻（ふん）合術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>5 脳原性運動機能障害（出生からおおむね3歳までの間に発現した非進行性の脳病変による全身性の肢体障害を含む。）により排尿又は排便の意思表示が困難な者（自力での排せつ又は介助による定時排せつが困難な者に限る。）</p>		
収尿器（男性用）	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で脊（せき）髄損傷等により排尿機能障害（特に常時失禁のある場合等に限る。）のあるもの	無し	普通型
				7,931円
				簡易型
				5,871円
収尿器（女性用）	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの	重度身体障害者等及びこれに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等で脊（せき）髄損傷等により排尿機能障害（特に常時失禁のある場合等に限る。）のあるもの	無し	普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するものをいう。）
				8,755円
				簡易型（ポリエチレン製（20枚1組）の採尿袋導尿ゴム管付きのものをいう。）
				6,077円
居宅生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする日常生活用具（その設置に小規模な住宅改修を伴うものに限る。）	下肢若しくは体幹機能障害3級以上の者及び出生からおおむね3歳までの間に発現した非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の者並びにこれらに準ずる者として診断書の交付を受けた難病患者等（特殊便器への取替えをす	無し	200,000円

		る場合にあつては、上肢障害2級以上の者で原則として学齢児以上のものに限る。) (いずれも厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生省告示第95号)に規定する住宅改修に係るものにあつては、要介護者等を除く。)		
--	--	---	--	--

備考

- 1 出生からおおむね3歳までの間の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表の上肢、下肢又は体幹機能の障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 次の各号に掲げる日常生活用具の給付を受けたときは、この表の額に当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 夜光材付きつえ 442円
 - (2) 全面夜光材付きつえ 1,296円
 - (3) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用したつえ 280円
 - (4) 気管カニューレ付き人工喉(こう)頭(笛式) 3,193円

(2) 特定給付

種目	性能等	対象者	耐用年数	給付等基準額
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により表示することができるもの	視覚障害2級以上の重度身体障害者等及びこれに準ずる難病患者等で必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	6年	383,500円

(3) 貸与

種目	性能等	対象者	給付等基準額
福祉電話	障害者が容易に使用できるもの	難聴者又は外出が困難な原則として2級以上の重度身体障害者等でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの	83,300円

		の（障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）及びこの告示により次項のファックスの貸与を受けている者	
ファックス	障害者が容易に使用できるもの	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	7,920円

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零